

事務所通信

2009年2月号 No.44



(糸魚川シーサイドバレースキー場)

CONTENTS

- | | | | |
|-----------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント …「やる気」 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 所得税確定申告について | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 社会保険の被扶養者 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |
| ● インフルエンザの予防 | P4 | ● | |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

やる気

社員が明るく、生き生きとしている会社もあれば、やる気も活気も感じられず業績も低迷している会社もあります。この違いは一体どこから来るのでしょうか？

社員がやる気を感じる会社とは、

- 一、研修などの社員教育に熱心な会社であること。
- 二、社員間に依怙^{えこひいき}鬮^いがなく、公平であること。
- 三、社員の言うことに対して耳を傾けてくれること。
- 四、自分の能力を生かせる、または引き出してくれる仕事を任されること。

という調査結果があります。

特に昇給や昇格については、「なぜ彼のほうが早く昇格するのか？」「なぜ彼女のほうが多く昇給したのか？」、という不平不満をよく耳にします。

経営者がそれに対して明確に回答しなければ、社員はやる気をなくし、ともすればせっかく育ててくれた貴重な人材が退社しないとも限りません。

あなたの会社には、昇給や昇格についての明確な基準がありますか？

理想の社員像が明確に記載された人事考課表が公開され、社員間の公平が保たれていますか？

「社員が私の思うような社員に育ててくれない」と嘆く前に、いま一度、人事考課表の作成・見直しを行なってください。

あなたが理想とする社員像を明確にせずして、決して理想の社員は育ちません。



所得税確定申告

平成20年分

所得税の 確定申告期限、納付期限は

平成21年2月16日(月)～3月16日(月)

振替納税をご利用の方は **4月22日(水)** です。



確定申告時期が近づいてきました。期日までに漏れなく申告を済ませましょう。

・ 所得税の確定申告が必要な人

- ① 個人事業者や一般の方で、各種の所得金額の合計額から所得控除額を差引いて、その金額に基づいて計算された税額から配当控除額を差引いて残額のある方
- ② 給与が2,000万円を超えている人
- ③ 2か所以上から給与をもらっている人
- ④ 1か所から給与を受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ⑤ 同族会社の役員で、その会社から給与の他に貸付金の利子や工場・店舗等の賃借料などを受けている人
- ⑥ 土地、建物、ゴルフ会員権を売却した人
- ⑦ 医療費控除、雑損控除や災害減免法の適用を受ける人
- ⑧ 本年中に住宅の取得等をして(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けようとする方 **etc**

・ 会社からの給与の他に、現物給与はないですか？

- ・ 業務に関係なく社長が利用するゴルフクラブ等の入会金や年会費を会社が負担
- ・ 豪華な役員住宅を会社から安く賃貸
- ・ 自社商品を役員だけの特典として大幅値引きで購入

・ 事業収入となるものに、計上漏れはありませんか？

- ・ 商品を自家消費や贈与した場合
- ・ 従業員への貸付金の利子
- ・ 仕入割引やリベート
- ・ 空箱や作業くずなどの売却代金
- ・ たな卸資産の損失による保険金や損害賠償金
- ・ 雇用調整助成金、定年引上げ等奨励金 **など**

・ 自宅が仕事場となっている場合、家事関連費は適正に区分されていますか？

(個人で使う部分と、仕事で使う部分とを、きちんと分けることが難しい経費を「家事関連費」といいます。)

- ・ 家族に支払う家賃は必要経費になりません。
- ・ 固定資産税や減価償却費など占有面積で按分されていますか？
- ・ 電気代や電話料など仕事に使う割合で必要経費に計上されていますか？

< 廣 川 >

被扶養者の収入要件は??

お客様から被扶養者の収入要件について問い合わせを受けることがあります。そんな中で社会保険と税法上の被扶養者の収入要件と混同されている方が見受けられますので、今回はそれぞれの収入要件についてご説明いたします。

● 収入が103万円を超えるんですけどだめですよ…

103万円とは所得税法上の扶養控除の範囲で、給与所得者の場合基礎控除（38万円）＋給与所得控除（65万円～）＝103万円までは所得税法上の扶養算入が可能であるということを言っています。

社会保険での被扶養者の収入の範囲は、年収130万円未満で、かつ被保険者の年間収入の1/2であることが必要です。尚この金額は今後1年間の収入の見込額で判断します。

● 雇用保険の失業給付を受けていて無職なので扶養に入れますよね…

失業給付の受給中は、税法上の扶養に入ることは可能ですが、社会保険の扶養には入れません。扶養の範囲は上記要件で見ますが、失業給付受給中は1年間の収入見込額が103万円未満であっても、基本手当日額が3,611円を超える場合は被扶養者となれません。

$$(130万円 \div 360 (30日 \times 12ヶ月)) = 3,611円$$

失業給付受給中は国民健康保険加入または任意継続となります。また、国民年金3号被保険者(サラリーマンの奥様)は、国民年金1号被保険者となり、国民年金保険料を納める必要があります。

● 年金受給者の母を扶養に入れたいんですけど…

60歳以上の方、障害者の方は社会保険の被扶養者となる要件が180万円未満となります。年金はこの収入に含まれますので、年間180万円以上の年金、つまり月々15万円以上の年金を受給している方は扶養にはいることはできません。

扶養に入った当時は、収入要件をクリアしていたとしても130万円以上もしくは180万円以上の収入となった場合は、「主として被保険者の収入によって生計を維持されている」とみなされず、その時点で社会保険の被扶養者から外れることになります。

インフルエンザの予防

毎年今の時期になるとインフルエンザが流行しています。今年も県内ではインフルエンザ患者数が急増し始め、大流行の兆しがみられます。通常の風邪とは違い、高熱が出たり関節痛などの全身症状が出るインフルエンザ。普段からの予防を心掛け、また発症した場合にも早めの治療を受けるようにしましょう。

日常生活でできる予防のポイント

① 栄養と休養を十分取る

体力をつけ、抵抗力を高めることで感染しにくくなります。

② 人ごみを避ける

病原体であるウイルスを寄せ付けないようにしましょう。

③ 適度な温度、湿度を保つ

ウイルスは低温、低湿を好み、乾燥しているとウイルスが長時間空気中を漂っています。加湿器などで室内の適度な湿度（50～60％）を保ちましょう。また、空気がこもっていると、ウイルスが比較的長い時間空気中を漂っていることがあるので、換気も忘れずに。

④ 外出後の手洗いとうがいの励行

手洗いは接触による感染を、うがいはのどの乾燥を防ぎます。

⑤ マスクを着用する

予防が必要な方はマスクを着用しましょう。また、罹患した人では、咳やくしゃみの飛沫から他人に感染するのを防ぐ効果もあります。（インフルエンザウイルスは患者のくしゃみや咳、痰などで吐き出される微粒子（飛沫）を介して感染する「飛沫感染」が中心です。）



また、最も確実な予防は流行前にワクチン接種を受けることです。インフルエンザワクチンは接種してから実際に効果を発揮するまでに約2週間かかります。流行期間が12～3月ですから、11月中旬頃までには接種を終えておくことより効果的でしょう。

万が一発症してしまったら…

インフルエンザの症状がでたら、早めに医師の診断を受けるようにしましょう。

発症から48時間以内であれば、インフルエンザウイルスの増殖を抑える薬が処方されるようになりました。早ければ早いほど効果的です。ウイルスがのどや鼻の粘膜に広がり高熱が出てしまうと、根本的な治療は間に合わなくなり、かえって長期間、寝込むことになってしまうおそれがあります。

Q. インフルエンザの予防接種は医療費控除の対象になりますか？

A. 予防接種を受ける場合の費用のように疾病の予防のための費用は、医療費控除の対象とはなりません。

平成20年度の医療費控除の対象となる医療費は平成20年中に支払ったものです。12月中に治療を受けて、平成21年1月に支払ったものは対象とはなりません。

参考ホームページ：インフルエンザ情報サービス (<http://influenza.elan.ne.jp/index.php>)

Q1

金やポーセレンを使用した場合の歯の治療については健康保険の適用がありませんが、その治療費は、医療費控除の対象になりますか

A

医療費控除の対象となります。

医師や歯科医師による診療や治療の対面であっても、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超える部分の金額は、医療費控除の対象とはなりません。

具体的には、歯の治療については、歯の治療のために一般的に使用されている材料を使用するのであれば、その材料の使用について健康保険の適用がなされたため治療費が高額となる場合であっても、その費用は、医療費控除の対象となります。

照会の場合の金やポーセレンなどの材料は、歯の治療材料として一般的に使用されている現状にあることから、これらを使用した歯の治療費は医療費控除の対象となります。

Q2

将来の就職や結婚を考慮して歯並びを矯正するための費用は、医療費控除の対象になりますか。

A

医療費控除の対象とはなりません。

発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように、歯列矯正を受ける者の年齢や矯正の目的などからみて社会通念上歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象となりますが、容姿を美化し又は容ぼうを変えるための歯列矯正の費用は、医療費控除の対象とはなりません。

将来の就職や結婚を考慮しての歯列矯正は、一般的に容姿を美化し又は容ぼうを変えるためのものであると認められ、この場合の費用は、医療費控除の対象とはなりません。

Q3

いわゆる人間ドックの費用は、医療費控除の対象になりますか。

A

いわゆる人間ドックその他の健康診断は疾病の治療を伴うものではありませんので、その人間ドック等の費用は、医療費控除の対象とはなりません。

ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その健康診断のための費用も、医療費控除の対象に含まれます。

Q4

自己所有の自動車で通院する場合のためのガソリン代や駐車場の料金は、医療費控除の対象になりますか。

A

医療費控除の対象とはなりません。

医療費控除の対象となる通院費は、医師等による診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要なものであることが必要とされており、この場合の通院費は、電車賃やバス賃などのように人的役務の提供の対面として支出されるものをいいます。

したがって、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金は、医療費控除の対象とはなりません。

参考：国税庁HP内タックスアンサーより

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>



< 村 井 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
2月23日(月) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 「小さな会社やお店の売り 上げを伸ばす！ 心理学 マーケティング」	加藤森苑理士事務所	ファーストアドバンテージ 有限会社 酒井とし夫 先生	無料

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ 右脳イ？左脳イ？

人間の脳は右脳と左脳に分けられる。左脳は言語機能や論理的な思考・行動を。右脳は言葉によらないイメージ処理や直感的・創造的な思考・行動を担う。
胸の前で腕を組み、右腕が上にくる人は左脳タイプ。左腕が上にくる人は右脳タイプである。

教育マガ「ヨカリダ」-おもしろ雑学集より (担当: 原)





休日カレンダー



2月 (如月) February

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 伊藤・村井
8	9	10	11 建国記念の日	12	13	14
15 倉又・田中	16	17	18	19	20	21
22 広川・丸田	23 テルモ経営研究会	24	25	26	27	28

・確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日、日曜日は、全員出勤となっています。)

2月の税務



2月10日	平成21年1月分源泉所得税・住民税の納付
2月16日	確定申告受付開始
2月 末日	当月決算法人の消費税各種届出書提出
3月 2日	平成20年12月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付 平成21年6月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付

あとがき

1月23日に当事務所の経営計画発表会がありました。当事務所の目標やその目標達成のための行動指針などを聞き、私が仕事を通して行うべきことや役割を再確認しました。お客様の成長・発展のために少しでもお役に立てる行動を行っていきたいと思います。お手伝い出来ることがありましたら、お気軽にお声をおかけください。

< 堀 田 >

